

## 平成26年度定時総会議事録

1. 開催日時 平成26年5月30日 午後3時～午後4時15分
2. 開催場所 岐阜市司町 岐阜会館
3. 議決権を有する社員総数（正会員数）  
1,336名
4. 議決権を有する出席社員数  
990名（本人出席93名、委任状897名）  
被委任者の内訳  
会長 866名、中川保 6名、狭場芳男 5名、  
松野由文 4名、波多野正士 4名、三宅淑音 3名、  
横井守 2名、篠田和雄 2名、鈴木数広 2名、  
安田政之 1名、久富賢司 1名、小川泰弘 1名
5. 出席役員 理事 藤井孝一、富田彰、横井守、安田政之、脇本敏雄、高橋秀一、  
林嘉彦、松野由文、寺倉修、入山要、村瀬泰基、木村裕伸、  
中川保、永田徹雄、鈴木数広、河村彰雄、篠田和雄、加藤幸治、  
波多野正士、三宅淑音、狭場芳男  
監事 水谷武
6. 社員総会の成立  
高橋専務理事から上記のとおり、定足数に足りる社員の出席があったので、本社員総会は適法に成立している旨の報告があった。
7. 議長の選任  
司会者、津川文江が議長の選任を議場に諮ったところ、議場は執行部の指名に一任したので、高橋専務理事は西濃支部所属の正会員（社員）「中川保」を議長に指名し、会場にその賛否を諮ったところ、会場は満場一致をもってこれに賛成し、承認可決された。
8. 議事録署名人の選任  
議長は、議事録署名人の選任を議場に諮ったところ、議長の指名に一任したので、議長は正会員（社員）で岐阜支部所属「寺倉修」及び、可茂支部所属「篠田和雄」の2名を議事録署名人に指名し、その賛否を会場に諮ったところ、会場は満場一致をもってこれに賛成し、承認可決された。

## 9. 議事の経過の要領及び結果

正会員（社員）中川保が議長となり開会を宣し、議事に入った。

### 第1号議案 平成25年度事業報告及び収支決算承認の件

高橋専務理事より、別紙「平成25年度事業報告及び収支決算」の説明があり、続いて「水谷武」監事より監査報告があった後、次の発言があった。

＜発言の概要＞

・正味財産増減計算書内訳表で、専攻建築士制度運営事業とCPD制度運営事業の特定資産運用益が同額の12,065円となっている。事業の内容が違っているのに、同額なのはどうか。

／特定資産運用益は、専攻建築士制度積立資産と継続能力開発積立資産の預金利息が計上されています。積立額が同じため同額の利息金額が計上されています。

・財務諸表に対する注記で、特定資産の増減額及びその残高の、継続能力開発積立資産と専攻建築士制度積立資産の当期増加額の欄が空欄なのはどうか。

／増加額はありません。

・財務諸表に対する注記で、「当期から『公益法人会計基準』（平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している」とあるが、平成20年4月11日と平成21年10月16日改正の間に文章が入るのではないか。

／平成20年4月11日に制定され、平成21年10月16日に改正されたということです。

発言の後、議長は、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、原案のとおり承認可決された。

### 第2号議案 公益社団法人岐阜県建築士会定款の変更承認の件

高橋専務理事より、当法人の定款第26条を別紙のとおり変更したい旨述べその理由を説明した。議長は、定款の変更には、総正会員数の3分の2以上の多数をもって行う必要がある旨の説明の後、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、原案のとおり承認可決された。

### 第3号議案 理事の選任の件

高橋専務理事より、西濃支部所属の木村裕伸理事と各務原支部所属の永田徹雄理事の両名が、本日の定時総会の終結をもって辞任することに伴う後任理事の選任について、西濃支部から推薦された西濃支部副支部長の坂忠男氏と、各務原支部から推薦された各務原支部長の小川泰弘氏を後任の理事に推薦する旨の説明があった後、議長は、坂忠男氏と小川泰弘氏の両名を理事に選任することを議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、この選任が確定した。

以上をもって、議事が終了し、続いて議長は報告案件についての報告を求めた。

報告1 平成26年度事業計画及び収支予算について

高橋専務理事より、平成26年2月6日開催の理事会において承認された別紙「平成26年度事業計画及び収支予算」の報告があった。

<発言の概要>

- ・事業計画で、「7. 会員の福利増進に関する事業及び諸団体との提携、相互の理解と親善を推進する事業」とあるが、「諸団体との連携」の間違いではないか。  
／「諸団体との連携」に訂正します。

以上をもって、本日の議事及び報告案件が終了したので、議長は閉会を宣した。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、定款29条第2項により、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

なお、本議事録の作成者は理事 高橋秀一である。

平成26年5月30日

公益社団法人 岐阜県建築士会

議 長

議事録署名人

議事録署名人

(別紙)

## 第 2 号議案

### 公益社団法人岐阜県建築士会定款の変更について

公益社団法人岐阜県建築士会の定款の一部を次のように改正する。

1. 第 26 条第 1 項中「2 ヶ月以内」を「3 ヶ月以内」に改める。

#### 新旧対照表

新	旧
(開催及び招集) 第 26 条 定時総会は、毎事業年度の終了した日から <u>3 ヶ月以内</u> に開催し、理事会の決議により会長が招集する。  2 項 以下省略	(開催及び招集) 第 26 条 定時総会は、毎事業年度の終了した日から <u>2 ヶ月以内</u> に開催し、理事会の決議により会長が招集する。  2 項 以下省略